

## 令和3年1月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和3年1月6日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 15時30分

### 5 出席者

児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、桑畑文化財課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長、園田高城地域振興課長

### 6 会議録署名委員

赤松委員、岡村委員

### 7 開 会

#### ◎教育長

それでは、ただいまから令和3年1月定例教育委員会を開催いたします。どうかよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時30分を予定しているのですが、なるべく短時間で終わらせたいと考えております。ご協力のほうをよろしくお願ひいたします。

市民憲章朗読をしたいところなのですが、感染拡大の状況にありますので、目視でご確認いただきたいと思ひます。

### 8 会議録署名委員の指名

#### ◎教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様方のお手元に令和2年11月及び12月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、赤松委員、岡村委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

### 9 教育長報告

#### ◎教育長

それでは、教育長報告に入りたいと思ひます。

今回、報道からようやくコロナも少し収まったかなという第二波と第三波の間にあたる11月、12月の時期でございましたので、沢山、学校側も活動していただいたと思ひます。

このような中で、写真等も入れ込んでおりますけれども、乙房小学校の児童クラブが日向庄内駅に手作りベンチを置いたという話題が入ってまいりました。これもなかなかいい活動をしていただいております、都城市のJR日向庄内駅の利用客に使ってもらおうと、同市の乙房こども園児童クラブの子どもたちが木製のベンチ7台を製作して、都城高専生の3人に協力をいただいて、手作りをして、同駅や隣接する今平公民館に設置をしたという話でございました。非常にいい話ではないかなと思っております。

それ以外にも、エにありますけれども、高崎中学校のアジジュ・ジョバナさんが県代表として全国の作文

のほうに入ったということがありましたけれども、見事入選していただきまして、全国入選でございました。すばらしい成績をとっていただいたと思います。

また、都城のボーイスカウトがあるのですけれども、家具転倒防止を高齢者宅へ作業をしていただいたということで、これは有水小・中学校がよくこの活動を毎年しているわけなのですが、そういう横展開になっているのではないかと考えております。

これは学校給食課ですけれども、ぎゅぎゅっとハンバーグというもので、今年は牛のA4等級の牛を使ったハンバーグを給食で出したという話もあります。

それから、旧江夏邸で大量の古文書が出てきたということがニュースに出ていたわけなのですが、これについては、関連は文化財課なのですけれども、実際には文化財課が襖を今やっているわけではないのです。大正時代に建てられた旧江夏邸なのですけれども、ヤマエ食品工業があります、味噌と醤油の、社員駐車場の奥に建てられておまして、今、改修中でございます。この襖から片面だけで古文書が約300枚くらい出てきました。非常に価値のある古文書で、当時の経済の状況や物価などが読み取れる貴重な資料ということでございました。ここは襖が40枚ほどありますので、1万2,000枚くらいこれが出てくると試算をされていて、出てきましたら、今もなのですけれども、現在、文化財課の史料保管庫に持ち込まれて、寄託を受ける予定になっているということでございます。大変重要な資料になってくると思われれます。このようなことがありました。

では続いて、12月議会が開催されておまして、その中で抜粋したご質問等についてご説明したいと思います。

まずは、小学校の英語教育について、今年、本格的に始まったわけでございますけれども、そのことについての質問がございました。教える側として、小学校の英語教育に対する教員、この力についてお問い合わせがあったわけでございます。実際には追加の教員配置をしておまして、いわゆる専科の先生方が都城市に4名いらっしゃいます。この4名の先生方が各学校を回ったりしながら、英語教育について、こういう教え方をするのだとか、やっていたいただいているところでございます。

一方、英語を教えることに当然ながら苦手意識を持っている先生もいらっしゃるわけでございます。県・市においても研修を今行っており、そして、積極的に参加してもらっているのですが、また、ICTの機器活用等も踏まえた上で発展させていきたい、推進していきたいと考えております。

小・中学校のICT化推進事業についてのご質問で、幾つかあったのですが、中でも端末の持ち帰りについてお伺いされました。持ち帰りする際の条件整備等について今後も研究を続けたいとお答えしているところでございます。これにつきましては、持ち帰ることを可とする、持ち帰って勉強することも可とするという形で、こういうような条件整備をしていきたいと考えております。

また、その項目の一番下にあります校務の情報化についてのお問い合わせがありました。ご質問でございました。統合型校務支援システムについてでございましたけれども、本市を含めて県内各自治体が統一のシステムを導入する準備を進めているところでございます。主な機能といいますのは、基本情報管理、出席簿、指導要領、健康診断等が入っていくものでございます。二つ目に、学習管理機能といたしまして、テスト結果や通知表等がここで作成されたりします。さらに情報共有機能ということで、連絡掲示板やアンケート等が設置される予定になっております。また、設置されましたら、ご紹介をしたいと思っております。

続きまして、普段私たちがコミュニティスクールと言っているのですけれども、質問になった議員は、スクールコミュニティについて聞きたいというお話でございました。スクールコミュニティと言いますのは、学校支援地域本部事業等の意図的な活用を図ったことをスクールコミュニティとおっしゃっておりますけれども、学校支援地域本部を設置するに当たりましては、地域のコーディネーターの設置が非常に大きく左右されます。この設置状況について質問がありました。

昨年度の状況ですけれども、約43%でございましたけれども、次年度4月以降に設置予定の学校が複数校あることから、ここからまた少しずつ増えていくだろうと思っています。無理をしてやってくださいというような形ではなかなか進めづらい事業でございますので、そういう方々を生涯学習課とともに探し、育成していくことが大切かなと思っています。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策、これも毎回聞かれるわけなのですが、今、どういふふう消毒をしているのかというご質問でございました。校内の消毒につきましては、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしております。これは実際には、児童・生徒が行っている場合もあります。ドアノブ・手すり・スイッチ等については、消毒剤を使用して清掃を行っているところでございます。

続きまして、いじめ・不登校などについてのご質問がありました。いじめの行為につきまして、一番多いいじめの行為はどんなものかということがありました。本市の小・中学校においても、全国で見ても同じなのですけれども、ひやかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるなどのいじめ行為の割合が多くを占めております。一方、これらの行為は、中学生では、小学校と比べてこの項目は約6分の1に減じるのです。しかし、大人になれば自然に理解されて直るといふ楽観視をすると、いわゆるいじりと言われるような行為の中でいじめが隠れ、根深いいじめにつながることも考えられるというお答えをしております。

また、不登校児童・生徒の居場所づくりについては、学校以外での機関での活動を出席として取り扱うことはできないのかというご質問でございました。そういうふうに取り扱うためには、多くの課題を解決する必要があります。しかしながら、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律ができて、その趣旨に鑑み、不登校児童・生徒の居場所づくりについて、今後も研究を続けていくというお答えをいたしました。つまりは、いま適応指導教室やスプリング教室という名前でありまけれども、そういうようなところを増やしていったりとか、居場所を増やしていかなければ、昨年度も不登校児童・生徒は最終的にはかなりの人数、200人を超える人数が不登校になっておりますので、そういうところでもしっかりとカバーをしていければなと思っています。

続きまして、少人数学級についてのご質問でありました。

少人数学級について、教育長の考えはどうかという質問でしたけれども、私としましては、少人数学級につきましては、日本が世界的に見ても、大人数の学級であることから学級を少人数化していく必要があると考えている。一方、我々の世代は1学級45人を体験してきているそういう中で、一人の教師が40人以上の児童・生徒を指導し、魅力ある学級経営を行ってきたということも事実でございます。ただしその当時の教育は、全員が同じ知識の獲得を大前提としていたということで、これからの教育はその当時と違って、学習内容によっては問や調べ方、さらには学びによってその子が起こすアクションが児童・生徒一人ひとりが違うものになる可能性が高い、そういう学習になります。このような学習を進める上で、児童・生徒一人ひとりを適切に把握して導いていくためには、少人数化していくことは大切なことである、必要なことであるというお話をさせていただいたわけです。この後に、文部科学省が35人学級を表明したところでございました。

以上のところで、私の報告の前半部分が終わるわけですが、何かご質問等ありましたら、よろしかったでしょうか。

それでは引き続き、生徒指導状況の報告を行いたいと思います。

非行等問題行動でございますけれども、11月中1件、小学校でございました。これは生徒間暴力でございます。ちょっとけんかが激しくなってしまった状況です。

それから、先ほどもありました不登校の状況ですけれども、11月気になるのは新規のお子さんの数が、小学校がぐんと上がってしまったということでございます。中学校は何とか抑え込んで、新規の生徒を少な

く見積もってもらっているのですけれども、小学校がこのままぐんと伸びていくと、また、中学校へその子たちが送られていくという悪循環になりかねないと思っております。校長会等でもこのところ、毎回お願いをしているところでございます。

交通事故でございます。

小学校3件ございまして、いずれも軽症でございました。うち2件、自転車に乗っていたのですが、ヘルメットなしの状況でございました。うち1件は、知り合いの人の車に乗っていて事故を起こした。その方が事故を起こしたものでございます。

いじめについてでございます。

前回の定例教育委員会でも、解消率を問題にしなければならないというお話がありました。私もそのとおりだと思っております。吹き出しに入っておりますいじめの解消には3ヶ月止んでいることをいうために、8月でどのくらい解消したかということをおぼて解消率を上げさせていただきました。小学校は335件あった中で325件、97%を解消したということでございます。中学校は48件中38件、79.2%でございました。今後、解消に向けて学校とともに取り組んでいきたいと思っております。

報告事案は、小学校6件、中学校3件ありましたけれども、中学校は3件とも続報でございます。これにつきましては、良い方向に向かっている状況でございました。小学校については、色々といじめについての内容はあるのですけれども、今、いじめられた子が学校に来れていないとか、そういうことではないということでございます。

不審者声かけ事案でございますけれども、小学校1件ございました。この小学校1件は、デサキデポがありますがあの付近の公園で遊んでいたら、コンビニの袋を差し入れと言って渡そうとしたりとか、お父さんの知り合いだよという話をしたということで、側で見ていた大人の方が警察のほうに通報していただいて、そのときは声かけをした人はいなかったのですけれども、警察が女の子ですけれども、5人に事情を聞いて、実害はなしということでございます。

続きまして、虐待事案でございます。

小学校3件、うち続報が2件、中学校1件、これも続報でございます。

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

## 10 議 事

### 【報告第91号】

#### ◎教育長

それでは、議事に入ります。

本日の付議事件は、報告7件、議案4件です。

ではまず、報告第91号を高城地域振興課長からご説明をお願いいたします。

#### ●高城地域振興課長

高城地域振興課です。よろしく申し上げます。

報告第91号 「お城でひなまつり」開催要綱の制定についてご説明申し上げます。

開催要綱にございますように、女兒の健やかな成長を祈願する上巳の節句にちなみ、資料館のひな人形を展示するとともに、折り紙等による雛飾りを展示募集することによって、郷土資料館のPR及び利用促進を図ることを目的としています。展示期間は2月20日、土曜日から3月14日、日曜日で、作品募集の内容は要綱のとおりでございます。

また、高城旧後藤商家交流資料館においても、2月23日から3月14日、日曜日まで後藤家ひなまつり

が開催される予定となっております。

以上で、報告第91号について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

◎教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第91号につきまして、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。よろしかったでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

今この状況の中で、コロナ禍の中で、今後、行事を延期するとか、中止にするとかいう可能性も検討されておられますか。

●高城地域振興課長

状況次第によっては、現在のような状況が引き続き続けば中止ということになろうかと思えますけれども、展示については、PRしなくても中のほうの模様替えといえますか、それを兼ねて若干こういった雛飾りとかは行いたいと考えております。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第91号を承認いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

●高城地域振興課長

どうもありがとうございました。

## 【報告第92号】

◎教育長

報告第92号でございます。説明は都城島津邸館長から説明していただくわけなのですが、これは3館の記念行事でございますので、それぞれ文化財課長と今、説明が終わりました高城地域振興課長も同席させていただきます。

それではよろしくお願いいたします。

●都城島津邸館長

それではよろしくお願いいたします。

報告第92号 「都城市3館周年記念特別展」開催要綱の制定について、を説明いたします。

3館とは、30周年を迎えた都城歴史資料館、高城郷土資料館、そして、10周年を迎えた都城島津邸の3館のことです。それでは、お手元の資料をご覧ください。

まず、今回の展示テーマは、宮崎県が記紀編纂1300年を記念した事業を行っているのに合わせて、「神話に見える都城」としております。

展示の趣旨についてですが、特別展、シンポジウム及びワークショップ等を行うことで、古代の都城地域の歴史や神話との関連について、全国の方々に発信することを目的としております。

日時についてですが、特別展、シンポジウム、ワークショップ、オープニングイベント、それぞれ資料に示したとおりでございます。

なお、特別展については、開始日令和3年7月3日ですが、終了日が都城歴史資料館・高城歴史

資料館と都城島津邸では異なっております。これは、前者が8月29日まで、後者が8月15日までとしておりますが、これは、借用資料の展示日数及び借用期間が限定されていることによるものです。展示は3館それぞれで実施し、シンポジウムはウエルネス交流プラザのムジカホール、ワークショップとオープニングイベントは歴史資料館で行います。入館料は、資料でお示ししたとおり、特別展のみで通常の金額となっております。事業内容についても、資料に概略を示しております。

まず展示ですが、都城歴史資料館では、記紀に登場する熊襲・隼人について、同じく中央政権から遠く離れた地である東北地方の蝦夷と比較しながら、考古資料を中心に紹介します。都城島津邸では、古事記、日本書紀といった古代を代表する資料をはじめ、国の重要文化財等、多くの貴重な文化財を展示します。そして、奈良・平安時代の都城の歴史、記紀に登場する神話との関連、江戸時代において盛んとなる古事記研究の意味等について紹介します。高城郷土資料館では、記紀に登場する仁徳天皇の妃であります髪長媛について、その一族の墓と伝承されている高城牧の原古墳を中心に紹介いたします。

イベントについてですが、シンポジウムは記紀神話の内容を紹介しながら、それらが作られた意味について、中央政権との関わり等を通して紹介します。

ワークショップは平城京で出土した古代隼人の盾のミニチュアと勾玉のネックレスを作成します。いずれも参加料は無料としております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第92号につきまして、何かご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

○岡村委員

とても素晴らしい企画だと思ってじっくり読ませていただきました。ありがとうございます。

ワークショップのことについてもう少し詳しく伺いたいのですが、申込みは不要、どなたでも料金無料ということで、定員はあるという形なのですけれども、具体的に、例えば、ワークショップの時間帯に集まった方全ての方を対象に行うということで、例えば、10人が5回という形で書いてありますけれども、沢山集まったときはどういうふうに振り分けるとかというのはございますか。

●文化財課長

その点につきましては、都城歴史資料館のほうで実施いたしますので、私のほうからご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、ワークショップが3回の日時、7月3日、7月18日、8月11日が祝日に変更になった関係で8月8日とさせていただきますが、このときの隼人の盾のミニチュア作りでございますけれども、なるべく10人が一度に同じスペースに集まらないような形で、歴史資料館のスペースが若干リニューアルをして広がっておりますので、その中で分散して、指導しながら作っていただくと考えております。もう一つの勾玉ネックレス作りは随時ですので、希望がありましたら、資料館の会計年度任用職員が指導して付けていただくというふうに、それもなるべく分散して体験していただくようにと考えております。

○岡村委員

ありがとうございます。すばらしいものができるのではないかと考えております。楽しみにしております。

◎教育長

ありがとうございました。ほかには。

○赤松委員

質問ではないのですが、ちょうど半年後に行われるイベントだと思っています。私も岡村委員がおっしゃ

ったように、素晴らしい取組なので、大いに盛り上がってほしいと思っております。このコロナ禍が半年後だと現在よりも収まっているのではないかと思いますので、ぜひ、そういうことに配慮しながら、きちんとしたイベントができることを応援していきたいと考えます。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。ほかには。

○濱田委員

素晴らしい試みだと思います。特に、全国の方々に発信すると、これが非常にいい。開けた、外向きの姿で、考え方がいいと思いました。

シンポジウムに関しては、どなたか講演をされるのでしょうか。

●都城島津邸館長

講演を國學院大学の先生に今、コロナの問題があつてなかなか直接お会いできていないのですが、國學院大学の先生に基調講演をお願いして、その後に國學院大学の先生とラ・サール学園の先生、そして、宮崎県立看護大学の先生、3名のパネルディスカッションという形で行いたいと考えています。

メール等でのやりとりでは内諾いただいているのですが、ちょっとコロナで直接お会いできていないところ。県立看護大学の先生は近いのでお会いしているのですが。

○濱田委員

そうですか、分かりました。ぜひ頑張ってください。

◎教育長

ほかにごいませんでしょうか。

それでは、報告第92号を承認します。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

### 【議案第33号】

◎教育長

続きまして、議案第33号をスポーツ振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●スポーツ振興課長

議案第33号についてご説明いたします。

山之口運動公園につきまして、令和9年に開催予定の国民スポーツ大会に向けた整備に伴い、令和2年4月以降、野球場、ソフトボール、陸上競技場、多目的広場を閉鎖し、体育館のみの利用となっております。既存の多目的広場では、主にグラウンドゴルフ競技の7団体が利用されておりましたが、継続した施設利用の要望が強かったため、芝生広場の整備を早急に進め、令和3年7月から供用開始の予定となっております。これに伴い、都城市都市公園条例別表第1に、芝生広場の使用料を新たに設置するものでございます。

次に、関係規則につきまして、ご説明いたします。

規則といたしまして、都城市事務委任規則の別表10 山之口運動公園体育館の跡に、同じく山之口運動公園芝生広場を追加いたします。また、その他として、沖水市民広場、山田運動公園及び高崎総合運動公園の施設につきまして、名称の修正及び文化財課管轄の歴史資料館等の3施設の名称について修正を行います。

次に、都城市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の別表第5中に、山田町運動公園体育館の跡に山之口運動公園芝生広場を追加します。

その他といたしまして、施設名称について、先ほど説明した都城市事務委任規則の別表の表記に合わせるため、都城市を追加する修正を同時に行いたいと考えております。

今後の予定につきましては、1月の庁議及び使用料審議会へ付議し、3月議会の提案の予定となっております。

ます。

説明は以上で終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。後半の部分は少し細かな修正でございますね。あとは、前半の部分は芝生広場の利用料金についてですね。

では、議案第33号につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いたします。よろしかったでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

議案第33号の条例制定改正説明書ですが、都城市公園条例の一部を改正する条例のところで、条例案の内容、芝生広場の利用料金がございます。アマチュアの方の入場料を徴収しない場合と入場料金を徴収する場合二つに分けていますが、この場合、まず、その違いは何なのか。どういう場合に入場料を徴収せず、どういう場合に入場料を徴収するのかということのご説明お願したいと思います。

◎教育長

よろしくお願します。

●スポーツ振興課長

例えば、何かスポーツ大会、イベント等を行った時に、入場者に対して入場料を徴収した場合としない大会を開く場合の違いとなっております。

○濱田委員

入場料を徴収する場合としない場合の線引き、どういうときは徴収して、どういうときは徴収しないということが決まるのかということです。

●スポーツ振興課長

それは、主催者側の大会の要領とかで決められているようなもので、こちらで一律にこれは入場料を徴収してくださいとか、これはしないでくださいとか要請するものではなくて、あくまでも主催者、大会主催者側の判断で決めていただくこととなります。

○濱田委員

入場料というものは、主催者側に入るということですね。

●スポーツ振興課長

そうですね。

○濱田委員

使用料は市に入るということですね。分かりました。

そして、この場合、100円とか300円という額は個人一人当たりのことになるのでしょうか。

●スポーツ振興課長

これは、個人単位で設定されているわけではなくて、あくまでも芝生広場という施設を時間帯で使った当たりの金額になりますので、一人当たりという意味ではないです。

○濱田委員

ああ、そうですか。

●スポーツ振興課長

1件利用に当たりという形です。

○濱田委員

分かりました。どうもありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

後ろに文化財課が控えておりますけれども、これは歴史資料館の名称がずらっと横につながっていたので。

●文化財課長

3件が同じ施設みたいな形で連続して一行になっていましたので、それを分割したということでございます。

◎教育長

資料館と静山亭と稚児桜を分けましたということですね。

色々な制定の折には、全体を見ておかしいところがあれば、一緒に直しますというスタンスがありますので、このような形になっていると。

ほかにございませんでしょうか。

では、議案第33号を承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

**【報告第90、議案第34号】**

◎教育長

続いて報告第90号及び議案第34号を文化財課長から説明をお願いいたします。

●文化財課長

文化財課でございます。今年もよろしく申し上げます。

早速ですが、まず報告第90号 令和3年度都城歴史資料館年間スケジュールについてでございます。A4サイズの横置き表があると思いますので、そちらのほうを見ていただきながら、ご説明させていただきます。その中の上段のほうに、一階企画展示室の企画展示計画を記載しておりますので、その部分を中心に説明いたします。

4月11日までは今年度からの続きで、企画展「都城の歴史と人物 明治・大正・昭和のあゆみ」を展示継続します。4月17日から5月30日まで、企画展「平安時代ってどんな時代 古代日向国の中の都城」を開催します。5月31日から7月2日までは、展示入れ替えに伴って臨時休館をいたします。これは先ほどご報告しました国民文化祭関連事業の3館周年特別展の準備に時間を要するためであります。

この国文祭の特別展と並行して、企画展「平安時代ってどんな時代」を7月3日から8月29日まで再度継続展示します。それから、特別展終了後、8月30日から9月30日まで展示入れ替えに伴って臨時休館とします。その後、10月1日から12月12日まで企画展「お宝のタイムカプセル 神社に眠る都城の歴史」を実施します。その後、12月11日から令和4年3月31日まで、来年度最後の企画展として「あなたの家にも眠っているかも 都城のお宝大集合」を開催します。

以上が令和3年度の歴史資料館の主な展示スケジュールであります。

続きまして、議案第34号 指定しようとする文化財の諮問についてであります。

添付した物件調書と写真一覧表がございますので、そちらに基づいて説明させていただきます。

今回、指定しようと考えている文化財は、有形文化財の千足神社の神像群36躯であります。千足神社は都城市美川町に所在しております。この神社は、歴代の都城島津家や領民の崇敬が厚かったと伝えられております。神社所蔵の平安時代末期にさかのぼる男神像3躯と女神像1躯は、南九州最古級の神像と評価されており、既にこれらの4躯については昭和34年の時点において、宮崎県指定文化財となっております。

ちょっとこちらに本件とは関係ないのですが、県指定の神像写真を持ってまいりました。こういうような神像でございます。こういった神像4躯については県指定となっております。

それ以外の36軀、お手元にある写真の36軀の神像について説明いたしますと、平安時代末期から鎌倉時代の神像2軀、南北朝時代、室町時代の神像9軀、江戸時代の神像25軀でございます。ちなみに軀というのは、仏像とか神像を数える単位が軀となっていますので、そのように言っております。

材質は、楠やヒノキが大半を占めておりまして、形態は座った形の坐像が中心です。製作技法については、一木づくりの素朴なものが多いのですが、慶長年間に位置づけられる3軀、これはNo.10から12までなのですが、写真を見ると白っぽい感じがすると思うのですが、そちらのほうは一木づくりを基本としつつ、端正な作りで、色を施してあります。

以上、千足神社に保有されている神像の多さは、都城市内の神社の中でも特筆されることに加え、当地方における平安時代から江戸時代までの神像の製作技法や様式の変遷を知る上でも重要であると考えられますので、都城市文化財保護条例の規定に基づき、都城市文化財保護審議会の意見を求めるために諮問をお願いするものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第90号及び議案第34号につきまして、何かご質問ありましたらよろしくお願いたします。

○濱田委員

先ほどの神像の保存方法って今どうされているのでしょうか。

●文化財課長

資料のほうでご説明させていただきますと、この中の一覧表の中にございます※をつけているものについては、神社のほうから常駐に宮司さんとかいらっしゃらないので、預かってほしいということで、都城市教育委員会に寄託をされまして、現在、旧市立図書館の収蔵庫に保管させていただいております。それ以外の※がついていない神像については、神社の社殿の中に二重に鍵がかかっているのですが、そちらのほうで保管をしております。

○濱田委員

色が塗ってあるのですか。何か塗料を。

●文化財課長

彩色と言いまして、絵の具が塗ってあるものもございます。

○濱田委員

カビたりしないですか。

●文化財課長

虫食いが進んでいますので、寄託を受けたものについては燻蒸をして、虫を殺しているところです。

○濱田委員

なかなかほほえましい。貴重な財産だと思います。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにありませんでしょうか。

それでは、議案第34号と報告第90号を承認いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

●文化財課長

ありがとうございました。

**【議案第35号】**

◎教育長

それでは、議案第35号を美術館長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●美術館長

美術館でございます。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号 都城市立美術館作品収集委員会の諮問について、ご説明させていただきます。

都城市立美術館作品収集委員会運営要綱第2条の規定に基づきまして、ここにありますように、4点の作品について、収集委員会の意見を求めるものでございます。

それでは、関係資料の作品画像をご覧いただきたいと思います。

まず1点目でございますが、竹之下信成の作と伝わっております和田合戦図屏風でございます。鎌倉時代の重臣和田義盛が1213年に北条義時を討つために起した合戦を描いたもので、江戸時代には幾つも作られたということを言われていますけれども、現在、この合戦図においては現存する唯一のものということで、大変貴重なものでございます。美術館に寄託されておりますが、今後の管理や修復のことを考えて、今回、移管替えを行うものでございます。

次の2点目の大野重幸の「のどか」でございます。この作品は、1940年の紀元2600年典奉祝展に出品し、入選した作品で、大野重幸の画業を知る上で貴重な作品でございます。森山内科脳神経外科の森山院長から寄贈の申し出をいただいているものです。

次に、3点目の小山田秋甫の「虎図」でございます。秋甫は明治6年生まれの都城の日本画家で虎を得意とした人でございます。秋甫の作品は、個人所蔵を数点確認しておりますが、美術館には現在寄託作品が1点あるのみで、秋甫の画業を知る上で貴重なものでございます。橋本孝則氏から寄贈の申し出をいただいているものです。

最後に4点目、黒木アヤ子の「遊」でございます。黒木アヤ子氏は、昭和4年生まれの都城の洋画家で、1978年から二科展に出品し、入選受賞を重ねた方です。この作品は、第92回二科展にて会員賞に選ばれたもので、会員推挙となった記念的な作品でございます。一昨年お亡くなり、妹の吉井弘子氏から寄贈の申し出をいただいたものです。

作品についての説明は以上でございます。

なお、作品収集委員会につきましては、現段階では2月1日の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、開催日等の検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

では、議案第35号につきまして、ご質問等、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、議案第35号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

**【報告第87号、報告第88号、報告第89号】**

◎教育長

それでは、報告第87号、報告第88号及び報告第89号を学校教育課長からご説明いただきます。よろし

くお願いします。

●学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきましてご説明いたします。

報告第87号 令和3年度都城市立小・中学校の入学式の期日については、学校管理運営規則の第15条の規定に基づき、中学校及び笛水小・中学校は、令和3年4月8日、木曜日、小学校は令和3年4月9日、金曜日、都城市立幼稚園は令和3年4月12日、月曜日と定めているところです。

続きまして、報告第88号 令和2年度都城市教育支援委員会答申について、ご説明いたします。

答申資料をご覧ください。

まず、概況でございますが、今年度の申込数は148名で、そのうち就学相談を133名実施いたしました。令和元年度より20名増加しております。就学相談は夏に10日間、秋に9日間行います。それぞれの就学相談前に専門委員や学校教育課の担当者による幼稚園や保育園等の訪問を行います。そして、11月12日に第2回都城市教育支援委員会を実施し、個々の相談の報告を専門委員から受け、就学予定先について判断してまいりました。

続いて、2 現時点での就学予定状況です。

現時点での就学予定状況は、相談を実施した133名のうち、都城きりしま支援学校「適」が6名、都城さくら聴覚支援学校「適」が2名、知的障がい特別支援学級「適」が14名、自閉症・情緒障がい特別支援学級「適」が36名、肢体不自由特別支援学級「適」が1名、通常の学級「適」が70名、保留4名で合計133名であります。

次に、保留のケースですが、保留の4つのケースについては、表のとおりですが、今後、学校教育課の担当者が適切な就学に向けて、専門機関へのつなぎや保護者との相談を継続して行い、就学先・就学形態を決定いたします。決定後も就学相談の結果や児童への支援について対応できるよう、就学先の学校と連携しながら、対応できるようにしてまいりたいと思います。

続いて、配慮を要するケースが7件ありました。これらにつきましては、児童がスムーズに新しい環境に慣れ、充実した学校生活を送ることができるよう、学校教育課の担当者が就学相談の内容や園での様子などの情報について就学先の学校へ引き継いでまいります。

続きまして、特別支援学校中等部への転学につきましては、表のとおりでございます。4名、全員について、宮崎県立都城きりしま支援学校中等部への転学が「適」と判断しております。

今度の流れでございます。この後、就学先の小学校長及び保護者へ教育支援委員会の審議結果を文書で送付するとともに、小学校の入学期日等の通知をいたします。2月4日になりますが、第3回の教育支援委員会で保留ケースについての審議を行います。最終的に、就学予定先の小学校長と保護者へ就学についての確認、場合によっては市教育委員会の担当も同席して、確認していきたいと考えております。

続きまして、報告第89号 臨時代理した事務の報告と承認について 小規模特認校制度を利用した入学ですが、今年度小規模特認校制度を利用した入学・転入学の児童・生徒については、別紙のとおりであります。

なお、本市の小規模特認校は、夏尾小、夏尾中、笛水小・中学校となっております。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第87号、88号及び89号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

報告第88号なのですが、沢山の子どもたちに対して一人ひとりとてもきめ細かい対応をされているなど思いました。ありがたいことだと思います。

先ほどの介助を要するケースの5番目なのですが、このとき、支援委員会で通常学級を推薦されるということをおっしゃいましたが、その件、支援学級のほうがいいのではないかと説明されたように聞こえたのですが、なぜ通常学級で大丈夫かということの判断の理由をもう一度教えていただけないでしょうか。

●学校教育課長

このケースは、集団行動が困難ということで、当初、保護者は特別支援学級を考えておられましたが、その後、病院を受診されて、医師より通常学級でよいとの診断を受けたことから希望が変わったケースです。それを受けまして、教育支援委員会では、総合的に判断して、個別の言葉かけは必要だろうが、通常学級で「適」だという判断をいたしました。

○濱田委員

そうしますと、通常学級に入学するわけですが、そしてそこで適応ができないということも後で起こり得ますよね。そういう場合はまたは動かすというか、また支援学級に移すとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

●学校教育課長

例年そういうケースは複数見られております。その状況に応じて、そのときに再度協議するという形をとっております。

○濱田委員

分かりました。どうもご説明ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございます。今の逆のパターンもありますね。最初は支援学級に通っていて、うまく適応ができ始めて、今度は通常学級に変えるということも何例かあります。

ほかにごいませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第87号、88号、89号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

◎教育長

では、10分ほど休息をとりたいと思います。

### 【報告第86号、議案題36号】

◎教育長

では、休憩前に引き続き、議事を進めてまいります。

続きまして、報告第86号及び議案題36号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課です。報告第86号 専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

名義後援につきましては、令和2年11月12日から12月11日までに承認したもので、3件を承認して

おります。共催につきましては、同期間での申請はありませんでした。

以上で、報告第86号の説明を終わります。

続きまして、議案題36号 都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する事務について、ご説明いたします。

改正理由をご覧ください。

9月定例教育委員会において、都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正を行いました。その内容は、参考資料1、次のページになりますけれども、上長飯一万城地区体育館を妻ヶ丘地区体育館に改正したものです。施行は令和3年10月1日の予定でした。その後、本市の12月議会で、一部改正しました都城市地区体育館条例では、上長飯一万城地区体育館を、都城市をつけて都城市妻ヶ丘地区体育館に改正をしております。先ほど言いました規則では、都城市が入っておりませんでしたので、都城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則についても、条例に合わせて再度改正を行うものです。

なお、この改正に合わせて、規則の一部に読点を加える改正も合せて行うものとしたものです。

次のページの参考資料の2をご覧ください。

こちらが9月定例教育委員会で規則改正をしなかった場合にはこのような改正になるところですが、9月定例教育委員会で、上長飯一万城地区体育館を妻ヶ丘地区体育館と改正しておりますので、その次のページ、今回の議案のとおり、附則のところで妻ヶ丘地区体育館を都城市妻ヶ丘地区体育館に改めるという表現になります。

以上で、議案題36号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第86号及び議案第36号につきまして、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

それでは、報告第86号及び議案第36号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

ありがとうございます。

## 11 その他

◎教育長

では、その他としまして、各課からの連絡事項よろしく願いいたします。

●教育総務課主幹

それでは、教育総務課のほうから説明をさせていただきたい事項がありますので、お願いします。

お手元に本日お配りしました資料で、A4の横長にしております。都城市教育大綱（第二期）へのパブリックコメントがあった件で、前回の定例教育委員会で総合政策課の担当職員からご意見をいただきたいという説明があった件でございますが、その定例教育委員会の後に、それぞれの委員様方からご意見をいただいたものを同じ紙に統一して置き直しおります。こちらを私のほうからまず説明をひととおり簡単にさしあげまして、その後、委員の皆様から説明が間違っていたり、趣旨が違う場合はご指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。

まず、1ページ目、大きくページをふっております。1ページ目をご覧ください。

施策の方向性1 子どもの学力を伸ばしますというところの意見がございまして、総合政策課のほうから、どう回答していいものかということで、一番困っていたところですが、ここにご意見をくださった方

の意見としては、家庭や地域との連携は必要ではないのかというコメントがあったわけなのですけれども、最初に申し上げますと、委員の皆様、ここについては、全て、家庭や地域との連携は追記をするべきだということのようです。

まず、赤松委員からは、第1案としまして、ICTの効果的な利活用を進めるとともに、家庭や地域と連携して学習指導環境の、ということで、まず1案いただきました。

第2案、右側にいきまして、こちらでは、学習指導環境の整備に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して子どもの学力を確実に伸ばします、というつながりにされております。下段のほうには、考察ということで、このご意見をくださるに至ったお考えを掲載しております、その中でも見えにくくなって申し訳ございませんが、青色に色を着色している部分が一番訴えをされているところだと思っておりますので、見ていただければいいのですけれども、その中で赤松委員としては、第2案のほうが良いのではないかとお考えになられていると思っております。

次2ページをご覧ください。これは第3案ということで、今の事務局案、そのままにして追記はしない場合ということです。その場合は、下の考察のところを書いてあるとおりの理由を付けてそのまま置いてはどうかという案ですけれども、ただし、赤松委員としましては、最後、黄色で着色しておりますけれども、第3案には賛成いたしかねるというコメントをいただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは濱田委員から同じ場所にいただいたご意見ですが、第1案、第2案あります。第1案では、ICTの効果的な利活用及び保護者と地域とも連携した学習指導環境、第2案では、さらに保護者や地域とも連携してICTの包括的な利活用を、ということで、修正案をいただいております。

4ページをご覧ください。

こちらは岡村委員からいただきましたご意見で、先に中段あたりを言いますと、ICTの効果的な利活用及び家庭や地域と連携して学習環境の整備に取り組むことで、ということです。修正をいただきました。さらに、岡村委員からは、文章の一段落目、最初の出だしの文言を朱書きで書いてあるとおりの修正をしたほうがいいのではないかとご意見をいただいているところなのですけれども、このことに関しまして、事務局の総合政策課の担当者とお話をしたのですけれども、これがパブリックコメントでコメントをくださった方の意見に対しての意見でなければ、今からここに修正をかけることは難しいのではないかとございました。

最後5ページをご覧くださいまして、これは濱田委員からいただいたご意見で、私どもの見解の訂正もお願いしたいのですが、これが施策の方向性8のところの文言の追記ということで、地域を挙げて子どもの学力向上や健全な成長を促すことにより、ということで、ここに学力向上やという文言を入れているのですけれども、こちらは今、説明をいたしました家庭や地域との連携というところで、あちらでも学力向上の話があったので、こちらにも学力向上ということを入れるべきではないかと。

○濱田委員

濱田の3つの案、第1案、第2案、そして第3案ですが、もし施策の方向性1を修正するのであれば第1案か2案です。第1案のほうが優先順位として私の中では高いところです。色々とまとめる都合があり、施策の方向性8で修正するなら第3案です。これから選んでいただいて結構です。

◎教育長

私からよろしいでしょうか。

まず、私も同じように、これはやはり入れたほうが良いとは思っております。そこで、例えば、赤松委員の第1案か第2案かというようなところで比べていきますと、ICTの活用、効果的な利活用を進めるとともに、家庭や地域と連携して、学習環境というふうにつないでいくよりも、やはりともにの中でも、ともに家

庭及び地域と連携してという、そういう言い回しのほうが柔らかくて、そして、実際に子どもの学力に直結した形で連携が表現できているのではないかなとのことで、赤松委員の第2案を中心として修正をかけていてもらえればと思っていたところでございますが、いかがでしょうか。

○濱田委員

家庭と地域との連携という言葉はやはり載せるべきだということですね。それが入っていればいいと思います。

●教育総務課主幹

よろしかったでしょうか。ほかの委員の皆様も、赤松委員の第2案の修正案で、総合政策課にはお伝えするということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほか、軽微な修正が必要ではないかというご意見も2つほどあったのですけれども、そちらについてはこの場で議論はしませんけれども、事務局のほうにはおつなぎを既にしておりますので、またファイルにして、2月の第2回総合教育会議の中でまた説明があるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

それでは、私のほうからもう一つ。

こちらの今度の行事予定になりますけれども、既に担当の山崎から赤色の蛍光ペンで色をつけてもらっていますので、お目通しいただければと思うのですけれども、この中で2点だけ、ふりたいと思います。

表面の1月29日、下のほうから2番目になります。1月29日、金曜日に日南市教育委員会、教育長、教育委員、学校教育課の職員さん方が7名来庁されたいということで、意見交換の申し入れがありまして、メールのほうで日程調整をさせていただいたところ、中原委員、岡村委員が対応不可という日だったので、この日に申し入れがあった年末に正式に申し入れがございました。お受けするつもりでいしましたが、今日の新型コロナウイルスの状況を見ますと、お断りをした方がよろしいかと思っておりますので、本当は言いづらいところでもあるのかなと思っておりますが、こちらからどうでしょうかというお電話を差し上げたいと思います。

○赤松委員

どうしてもしなければならぬ話し合いではないということですね。分かりました。

●教育総務課主幹

また機会がございましたら年度内でも来年度になりましてよろしく申し上げますということで、よろしくお願いいたします。

この裏面をご覧くださいまして、中段ほどになりますが、2月16日、14時から総合教育会議が予定されております。こちらのほうは日程をお取りいただければと思います。正式なご出席の依頼は総合政策課のほうからまた郵送されると思います。この総合教育会議のテーマなのですけれども、先ほど申しあげました教育大綱の会計のほか、年末に市長からOKをいただいたテーマが2つございます。

一つ目が、総合政策課が提案しましたテーマで、教育分野におけるデジタル化ということで、今、総合政策課を中心に、デジタル化に力をかなり注いでおりますので、こちらを取り上げて、その中で教育委員会でも取り組みそうなデジタル化を模索していきたいというところで。

もう一つのテーマが、こちらから、教育委員会から提案をさせていただいたのですけれども、都城市のキャリア教育についてということで、学校、家庭もしかりですけれども、市の市長部局、教育委員会がそれぞれの課が行っているキャリア教育とも呼べる取組について、あと民間企業が取り組んでいらっしゃる取組とかを紹介して、その中で十分に足りているのか、足りていない部分があるのではないかとか、ここの課でこんな取組を新たにできるのではないかとか、そういった視点で話をできればいいなというところで、資料の

作成を年末、昨年中から急いでいたのですけれども、申し訳ございません、今回ここにこれで確定しましたという資料をお持ちすることができませんでしたので、私のほうから、もう近々できるのですけれども、郵送をさせていただけないかなと思っております。メールのほうでご意見をいただきまして、意見を集約したものを次回2月の定例教育委員会で反映、お配りしてお示しできるかと思っております。また、次回の定例教育委員会でそれを基にご意見を交わしていただければと思っております。

◎教育長

その打合せは2月3日にするわけですね。2月の定例教育委員会で。

●教育総務課主幹

2月の定例教育委員会でですね。

私のほうからは以上です。

◎教育長

以上ですか。

●教育総務課主任主事

今後の定例教育委員会の予定ということで、今、出ました2月の定例教育委員会が2月3日、水曜日の午後1時半から予定しております。3月の臨時教育委員会がございます。こちらが3月4日、10時半からこちらの部屋でということをお願いいたします。

主な予定は以上です。

◎教育長

それでは、ここまでの事務局の説明で何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

お手元には研究所のパンフレットが届いていると思います。お目通しよろしくをお願いいたします。

○濱田委員

教育委員会で、例えば、職員の方が東京に出張する必要があるときは、戻ってきた後、例えば2週間待機だとか、そういうことをされているのですか。

◎教育長

基本的には今、出ないように。

○濱田委員

制限をして出るなということですね。

◎教育長

そうですね。全国教育長会議もリモートでした。基本的に東京に行くような人はいませんね、今。

○濱田委員

市長部局もそうでしょうね。分かりました。

◎教育長

ほかには、よろしかったでしょうか。

それでは、令和3年1月定例教育委員会を閉じたいと思います。

お疲れ様でした。ありがとうございました。